

## 奈良地方裁判所委員会・奈良家庭裁判所委員会 議事概要

### 1 日時

平成25年9月27日(木) 13:30～16:30

### 2 場所

奈良地方・家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

(地裁委員)

大澤英一，田村在也，中野聖子，仁尾雅信，森本恵子，若林清，田中啓義，  
小原浩司(兼務)，牧 賢二，上田昭典(兼務)

(家裁委員)

一柳 茂，香取泰行，河合 衛，鈴木洋子，田村健吉，中津憲子，北岡秀晃，  
小原浩司(兼務)，鳥羽耕一，上田昭典(兼務)

(オブザーバ)

柴田厚司

(事務担当者)

秋田地裁事務局長，中辻家裁事務局長，高田民事首席書記官，新出刑事首席  
書記官，宮下首席書記官，野田首席家裁調査官，浅野次席家裁調査官，濱松地  
裁総務課長

### 4 議事( :委員長， :委員， :事務局等)

(1) 所長挨拶

(2) 意見交換

ア 家庭裁判所委員会関係

テーマ「少年に対する教育的措置」

・裁判所から，少年に対する教育的措置について説明し，意見交換を行った。

説明を伺い、非常に丁寧で細やかな対応をしているという印象を持った。そこで、再犯率はどれくらいかということと、心理テストの結果、どのような傾向が浮かび上がってくるのかということ伺いたい。他の有効な教育的措置として、道徳教育という観点を取り入れるのはいかがか。

再犯率についてであるが、「再犯率」というのは難しい概念で、裁判所の統計では、交通事故を除く非行少年のうち、累非行少年の割合<sup>1</sup>が40パーセント前後であり、奈良県警の統計では平成25年上半期の再犯者率が34.9パーセントとなっている。心理テストは、社会性、コミュニケーション能力、共感性等に問題がうかがえる少年に、主に実施している。AD/HD（注意欠陥多動性障がい）傾向やアスペルガー症候群系の発達障がいがある少年や保護者に対して、得意なことや苦手なことを指摘した上で、得意なことを伸ばしていくために、また、苦手なことにうまく対処するためにどのようなことをしたらいいか等という形で、フィードバックしている。道徳教育という点では、個別の面接の中で、少年に対し、どうして事件を起こしてしまったかなどを語らせて、再犯を防止するための方法を気付かせたり、保護者に対して再犯を防止する手だてを一緒に考えるような調査をしている。

確認であるが、教育的措置とは、審判に至らない少年に対する働きかけということで理解してよいか。

それだけに限らず、教育的措置を行った上で、審判を開く場合もあるし、試験観察中の少年を対象とする場合もある。

教育的措置の対象となる少年には、いわゆる逆送の対象となるような事件を起こした少年も含まれるのか。

基本的には、非行傾向が進んでいない少年が対象となる。

---

<sup>1</sup> 累非行少年の割合とは、一般事件の非行少年のうち、前に一般事件で保護処分、検察官送致（刑事事件相当）、知事又は児童相談所長送致、不処分・審判不開始（「非行なし」、「所在不明等」及び「その他」の理由によるものを除く。）の決定を受けたことがある少年の割合である。

教育的措置の効果はどれくらいあるのか。社会奉仕活動等をした少年が、再び非行を起こして裁判所に送致されることがあるのか。

実際には、教育的措置を行っていても、再非行を起こしたり、あるいは、前回とは異なる非行を起こしてしまう少年もいる。教育的措置の効果ということであるが、その後の環境等による部分もあると思われるし、各少年個別の事情というのもあるので、比較は難しい。ただ、教育的措置を施したにもかかわらず再非行を起こした少年に対しては、担当調査官は、再非行を起こした原因について、少年から聞き取り調査等をし、再犯を抑止するために地道な作業を行っている。

保護者も交えて社会奉仕活動等を行うのは、非常にいい試みだと思うが、一日ではなく、継続して行うことが大事だと思った。

裁判所は、教育的措置をした中で、継続して働きかけを行う必要があるのか否か、教育的措置をきっかけにして後は保護者と少年に任せていいのかどうかといった点を判断して、審判等を行っている。

教育的措置の現場では、保護者は、積極的に参加しているのか。

積極的にという方は、少ないように思う。ただ、少年の非行等を何とかしたいと思っている保護者は多く、そのような保護者については、保護者会を紹介するきっかけになったりしている。

教育的措置を行うについて、少年をどのように振り分けているのか。発達障がいやアスペルガーという病気の少年には、治療を勧めるのか。

また、高校一年生で性交率50パーセントを超えている現在において、不純異性交遊というのは、どのような行為を指すのか。

体験型の教育的措置を行う場合、例えば老人ホームでの介護等を行う場合は、お年寄りを傷つけてはいけない等ということを理解している必要がある。ある程度以上の健全さを持った少年しか入れることができないのが現状である。身柄を拘束される少年には、AD / HD（注意欠陥多動

性障がい)の少年が多くいる。AD / HD (注意欠陥多動性障がい)傾向がある少年で、まだ病院の診断を受けていない少年については、保護者に対して、病院の受診やカウンセラーの利用をアドバイスしている。不純異性交遊についてであるが、裁判所に送致される女子少年は、中絶を経験する等ある程度傷つきを持っている少年が多いので、そのような少年には、性に関する教育的な内容を看護師から伝えてもらっている。少年も、看護師には相談しやすいようなので、調査では見せなかったような自分の体に対する不安感とか悩みを相談してくれるので、非常に有効と考えている。

非行に至った原因についてどのように把握するのか、調査のプロセスについて伺いたい。

一過性と見られる非行もあれば、一過性と見えても根深い原因があるものもある。調査の基本というのは、聞き出す、考え出す、そして、できれば少年や保護者にも考えてもらうということである。事案の状況に応じて、調査官が複数回面接する等して、調査を深めて、原因の把握に取り組んでいる。

14歳から19歳の少年というのは、中学生や高校生であるが、家庭裁判所に送致される少年というのは、送致される前に、学校で何らかの問題を抱えている少年であろうと思われる。家庭裁判所が行っている教育的措置の内容は、学校では特別指導という形で行っている。その対象となるような少年は、複数の原因を抱えている。特に、保護者との関係がうまくいっていないのが積み重なってきたという少年が多いし、保護者もどうしていいかわからないという場合も多い。学校現場でも、AD / HD (注意欠陥多動性障がい)傾向がある少年については、有効な手だてがないのが現状である。

社会奉仕活動の後の感想文を三つ御紹介いただいたが、大変、うまく書いており、教育的措置の成果が現れていると思った。最初の段階で、生活

日記等を書くのは難しいと思う。生活日記をうまく書けない少年には、食事をいつ、どこで、だれと、何を食べたかということを書かせると、生活日記をうまく書けるようになると思う。

少年犯罪の増加や低年齢化の懸念を感じているが、その原因は、家庭の崩壊にあると考えている。子育てのときの暴力であったり、ニートや引きこもりの問題であったり、生活保護家庭における貧困の連鎖というような社会状況を見ると、家庭の中に問題があると考えている。少年に対する家庭の役割について、何が補完するかというと、地域とか社会の連携が大事になってくる。社会奉仕活動として、老人福祉施設や清掃活動を例として上げられたが、社会人として、自立した生活を送るのに大事なことは労働だと思うので、数時間でもかまわないので、中間就労のような活動を検討していただければと思う。

少年に与える影響としては、親の存在が大きく影響するのか。また、学校に行っているのが大きく影響するのか。調査官の実務から感じたことをお伺いしたい。

親の存在は大きいと思う。学校に関して言うと、学校にどのように適応しているのか、学校生活は充実しているのか、交友関係や先生との関係はうまくいっているのかというようなことが、少年の考え方や行動に大きく影響していることも少なくない。学校のサポートがあれば、うまく立ち直ってくれるケースもある。やはり、学校や家庭は、少年に与える影響としては中心部分である。

教育的措置を受けている間は、学校へ通っているのか。

学校へ通っている少年もいれば、中退している少年もいる。働いている少年もいれば、無職の少年もいる。

教育的措置は学校のある時期の平日にしているが、そのときの、学校の出欠扱いはどのようになっているのか。

学校教育に支障が生じないように配慮している。

高校では、公欠扱いにできる。

事件を起こす少年の大きな問題は、家庭崩壊というのが上げられたが、それに関連して、DVや児童虐待、自殺者が増加し、その原因は格差社会の広がりにあると言われている。今後も、格差社会が広がると言われており、少年非行も、それに関連していると思う。

少年事件の原因は、家庭環境に大きな問題があるので、少年への聞き取りも大事だが、家庭環境を改善するため、保護者の聞き取りや指導を行うのが大事だと思う。

保護者への聞き取りや指導は、非常に大事だと思っている。少年法においても、保護者に対する指導が明文化された。保護者の生活歴を踏まえ、少しでも改善できるよう、伝え方を工夫しながら、保護者への指導を行っている。

#### イ 地方裁判所委員会関係

テーマ「刑事事件における犯罪被害者保護制度について」

- ・ 裁判所から、犯罪被害者保護制度について説明し、意見交換を行った。

被害者参加制度が、ここ数年ニュースなどでも取りざたされることがあり、気にはなっていた。被害者本人が裁判に参加する場合に本人の意思が高いものかどうか。質問の趣旨としては、本人は裁判に参加する意思はあまり高くないのではないかと感じている。また、裁判に参加した後の満足度がどのくらいなのか、裁判に参加して良かったと思っているケースが多いのか、様々な配慮がなされているものの、負担が大きいと感じているのか、その辺りのことをお伺いしたい。

なるべく参加できるように様々な配慮を行っているが、それでも被害者にとって、ハードルは高いだろうと思う。参加申出は検察官を介して行っているが、実際に参加してどのような感想を持っているかについては、聴

取する機会がない。一定の満足をしていただいているのではないかと感じているが、リサーチしているわけではないので、確定的なことは言えない。

参加申出は検察官を介して行われるので、検察官委員の方から、少し説明をしていただけないか。

捜査の段階で、検察官が、被害者から様々な事実関係を聞き、その際に被害者保護の手續について説明している。説明の上、最終的に判断するのは、被害者又は遺族の方であるから、その方の意向を踏まえて、裁判所に参加の申出をしていくことになる。比率的にどういう人が多いかはなかなか一概には言えないが、参加するのはつらいと、精神的に苦しいと感じる人は少なくない。ただ、事案によっては、是非とも参加させてほしい、意見陳述をさせてほしいという人もいる。そういう方々については、特に裁判員裁判では連日開廷となるので、閉廷後被害者に検察庁に来てもらって、感想を聞くと、ありがとうございましたとだけ言ってくれる方が多い。良くなかったと言われる人はあまりいないと感じている。

私は、少し特殊な事例かもしれないが、付審判事件で被害者参加弁護士として関与したことがある。付審判事件とは、検察官が不起訴にした事件について、告訴人又は告発人が裁判所に審判の請求をし、裁判所が審理の上、付審判決定をすると、起訴されたものとして扱われ、検察官の職務を行う弁護士が検察官役をして裁判を行うものである。このケースでは、尋問も行い、意見陳述も行った。しかし、裁判の結果無罪となったので、被害者としては、言いたいことは言えたかもしれないが、満足はいかなかったということになると思う。

私は、参加人弁護士として、小学校6年生くらいの女の子が被害者の強制わいせつ事件を担当したが、母が参加して意見を述べることになり、私が付き添った。被害者本人だとなかなか証言が難しいが、母の気持ちはものすごく大きく、法廷でその気持ちを吐露された。そういう機会がなけれ

ばしんどかったと思う。そういう気持ちを被告人にぶつけられたということ、それによって、被告人の弁護人が被害者の母に配慮した弁論をし、結局は解決としては示談ということになるが、それに向けてやっていかなければならないということになるので、そういう意味で、精神的にも、事件の解決に向けても効果はあると感じている。

犯罪被害者保護の制度について、今日の話は法廷での保護が中心だが、それ以外にも犯罪被害者に対してカウンセリング等、裁判が終わってからも何らかの措置があるのか。

裁判所がカウンセリングで関与するということはやっていない。

裁判が最終的に最高裁までいくと、確定するまでに何年もかかる場合もある。御遺族の方はずっと気になっている。そういう人たちと連絡を取り合ったり、相談に乗ったりするような被害者の支援センターがある。

被害者参加制度ができた当初、大きな事件を取材していく中で、被害者が裁判に入って行って、被告人に直接質問できたりする制度は画期的だと思った。2つ質問したい。1つは、被害者参加制度ができて、被害者の方が意見陳述をしたいと申し出たときに、量刑に影響するのか。量刑に影響がなければ、言葉は悪いが、聞きっぱなしということになると思う。もう1つは、参加を申し出たときに、裁判所として許可しないケースはあるのか。あるとすれば、どのような基準で判断するのか。

被害者の意見陳述は、量刑上考慮することができるということになっている。参加を申し出て許可にならないというケースとしては、文献では、被告人も被害者も暴力団員である場合に、参加するとどういことが起こるか分からないというようなケースが上げられているようである。私自身は、不許可としたことはない。

検察官として、不許可となった事例について、経験はない。被害者に報復目的があるような相当な悪意がある場合にはあり得ないではないと思う。

検察官から，被害者の方に，参加を申し出るかと言うことはあるのか。

被害者の方に制度の説明をして，参加するかどうかを問いかけはする。  
参加するかどうかは本人の判断である。

あくまで制度の紹介にとどまるのか。

最終的には被害者等の意思であるから，検察官から働きかけることはしない。

裁判員制度が始まって，素人の人が被害者の陳述を聞くと，判決に関わってくるかな，と感じている。制度の充実，拡張ということで，現在の制度以外に審議されているものはあるのか。あるいは，法曹三者の立場から，こういう制度があればいいなというものはあるか。

裁判員が被害者の声を生で聞くということがどの程度影響するかということについては，一定程度反映されることはあると思うが，裁判員が入ったからどうなのか，ということは統計等で出せるものではないので，なかなか難しい。全般的には，性犯罪等で量刑が厳しくなっていると思う。被害者が参加した場合に限らず，裁判員にとって，直接法廷で話を聞くことはインパクトが強いから，その後の評議の中で活発に意見が出てくることはあろうかと思う。

本年6月に成立した法律により，被害者の経済的負担を軽減するため，公判前整理手続に出席する場合に交通費を国が負担するという制度と，被害者の国選弁護士選任の資力要件が緩和され，今までよりも国選で弁護士を頼むことがやりやすくなるという制度が設けられた。いずれも6か月以内に施行することが定められており，年内にもこれらの制度の運用が開始されることになる。

被害者特定事項の秘匿について，これはすべての事件について，秘匿されることになっているのか，それとも希望者だけなのか。

この制度も検察官を介して，希望の申出があり，秘匿するかどうかを決

めるという手続になっている。

当庁において，裁判手続で秘匿を希望して認められた数は，平成 22 年は 20 件，23 年は 20 件，24 年は 24 件である。

(3) 今後の予定について

ア 日時

平成 26 年 3 月 7 日（金）午後 1 時 30 分

（奈良地方裁判所委員会と奈良家庭裁判所委員会の合同開催）

イ テーマ

「検察審査会制度について」（地裁委員会）

「ドメスティックバイオレンスと調停について」（家裁委員会）

（以上）